文化市民

本市に集積する多様で豊かな有形無形の文化芸術資源を維持・継承・活用し，世界的な文化芸術都市・京都の創生を目指すとともに，地域の活性化と潤いのある市民生活を実現するため，様々な施策を推進しています。

1　文化芸術事業

暮らしの中に文化芸術がいきいきと息づき，ひとびとの豊かな感性が育まれるとともに，そこで生まれる活力やにぎわいが，まちの活性化につながることを目指して，文化芸術とまちづくりを一体化させた取組を促進する。このような取組を通じて，京都を魅力に満ちあふれた世界的な文化芸術都市として創生する。

⑴　「京都文化芸術都市創生条例」の制定

京都の優れた文化芸術を通じて市民生活やまちづくりの取組を活性化し，併せて学術や産業との連携を図ることにより，京都を新たな魅力に満ちあふれた世界的な文化芸術都市として創生することを目指して,「京都文化芸術都市創生条例」を平成 18 年 4 月に施行しました。

⑵　「京都文化芸術都市創生計画」の推進

「京都文化芸術都市創生条例」に基づき，京都ならではの「文化芸術によるまちづくり」を総合的かつ計画的に進めるための具体的指針として，「京都文化芸術都市創生計画」を平成 19 年 3 月に策定し，その後，中間点検・見直しを行い，平成 24 年 3 月に改定しました。

また，東京オリンピック・パラリンピック等の開催により，世界から日本への関心が高まることを契機として，日本文化の真髄である京都の文化芸術を担う次の世代を育成するとともに，その魅力を国内外へ発信していくなど，2020 年に向けて強力に推進すべき事業を取りまとめたアクション・プラン「京都文化芸術プログラム 2020」を平成 27 年 2 月に策定しました。そして，次期京都文化芸術都市創生計画を平成 28 年度中に策定する予定です。

⑶　「京都文化芸術プログラム 2020」を牽引する重要事業

ア　学校教育をはじめ，あらゆる機会を通じた伝統的な文化芸術に触れる取組

平成 32（2020）年までの期間に，より多くの子どもたちが優れた文化芸術に触れる機会を設けることにより，文化芸術に親しむきっかけを生み，豊かな感性や人間性を育むとともに，伝統的な文化芸術をはじめとする京都の文化芸術を自分の言葉で国内外の方に伝え，発信できる青年層を戦略的に育成しています。

イ　京都・和の文化体験の日

大学生をはじめとする若者が和の文化に触れ，体験し，更に和の文化を支える伝統産業に親しむ機会を提供しています。

ウ　アーティスト・イン・レジデンス連携拠点事業

平成 32（2020）年に，世界中からアーティストが京都に集結するための環境の整備を進めるため，文化庁文化芸術創造都市振興室と連携し，全国の芸術家が集い，滞在しながら作品制作を行う拠点となるための取組を京都芸術センターで実施しています。

⑷　京都芸術センター

明治初期に設立され，昭和 6 年に改築された当時の面影を今に残している元明倫小学校を活用し，京都における芸術の総合的な振興を図るために，京都芸術センターを平成 12 年 4 月に開設しました。センターでは多様な芸術に関する活動を支援し推進するとともに，国内外の芸術家の交流，芸術家と市民との交流を通して，市民が芸術をより身近なものとすることにより，市民の生活を豊かにし，21 世紀における新しい芸術の在り方を求める拠点として，様々な事業を展開しています。

⑸　顕彰事業

永年にわたり本市の学術・芸術など文化の向上に多大の功労があった方々を「京都市文化功労者」として表彰しています。また，市民文化の向上のため，活発な芸術活動を展開し，将来を嘱望される新人の方々及び新人育成等に多大の功労があった方々をそれぞれ「京都市芸術新人賞・芸術振興賞」として表彰を行っています。

加えて，文化芸術に関する活動を通じて，文化芸術に対する市民の関心を高め，その振興に寄与することに功績があった方々を表彰するため，平成 25 年度に「京都市文化芸術表彰」を創設しました。

⑹　若手芸術家等の活動の奨励

「京都市芸術文化特別奨励制度」により，新たな芸術文化の創造と，京都の芸術文化の振興を目的として，若手芸術家等の活動を奨励しています。

また，「若手芸術家等の居住・制作・発表の場づくり」事業により，様々な相談に対応する総合サポート窓口を設置するほか，芸術家に適した空き家の紹介や，閉校施設等の活用による制作場所の提供，専門家のネットワークによる発表活動の支援に取り組んでいます。

⑺　文化ボランティア制度

文化ボランティア制度は，市民，芸術家，企業等に文化芸術活動に参画いただき，京都のまちと文化芸術を活性化することを目指して，様々な形で文化芸術活動をサポートしていただけるボランティアを広く募集し，ボランティアとサポートを必要とされる方とを結びつける制度です。

コンサートや講演会の受付，展覧会のための資料収集など文化ボランティアの活動機会も増え，多くの方に御活躍いただきました。

また，文化ボランティアの機運を高め，新たな登録者を募るため，文化ボランティアのつどいを実施しています。

⑻　京都文化祭典の開催

京都が悠久の歴史の中で培ってきた伝統芸能から先駆的な新しい文化芸術まで，市民の文化芸術活動のより一層の振興を図るとともに，京都が世界に誇る「文化芸術都市」であることを国内外に向けてアピールするため，秋期に様々な文化事業を行う「京都文化祭典」を開催しています。

ア　オープニング事業

京都文化祭典の開幕を宣言するイベントとして「京都文化芸術祭」を実施し，京都文化祭典各事業の出演者による PR ステージや，伝統芸能公演，京都の伝統工芸品・名産品を展示して来場者の投票でグランプリを決めるコンクールなどを行っています。

イ　市民ふれあいステージ

市民に文化活動の発表の場を提供し，多くの方が気軽に文化芸術に親しめるよう，市民参加型のステージを開催しています。

ウ　円山コンサート

円山公園音楽堂でフォークとカントリーのコンサートを開催しています。

エ　京都の秋　音楽祭

平成 9 年度から京都の音楽文化の殿堂である京都コンサートホールを主舞台に開催し，9 月から 11 月にかけて，国内外の著名な演奏家や京都の持つ豊富な音楽ストックを最大限に生かし，京都から音楽文化の発信を行っています。

⑼　五感で感じる和の文化事業

市民や観光客が伝統文化や伝統芸能を鑑賞，体験できる機会を創出し，鑑賞者の裾野を広げていくため，気軽に伝統芸能に親しむ機会を毎月提供するワークショップ「月イチ古典芸能シリーズ」や伝統芸能各分野の特徴や魅力を分かりやすく伝える公演等を行うとともに，国に対しては国立京都伝統芸能文化センター（仮称）の誘致を働きかけています。

⑽　京都国際映画祭

民間企業が主体となって開催する国際映画祭への支援を通じて，京都が持つ映画・映像資源を活用しながら,「映画都市・京都」を世界に広く発信するとともに，若手製作者の支援等による,京都の映画・映像文化の振興に努めています。

⑾　京都市交響楽団（京響）

「市民文化の形成，青少年の情操の向上，住民の福利の増進に資する」という理念に基づき，昭和 31 年 4 月，全国で唯一の自治体直営オーケストラとして発足し，平成 28 年で創立 60 周年を迎えました。平成 27 年 6 月に実施したヨーロッパ公演をはじめ，60 周年という節目にふさわしい多彩かつ魅力ある記念事業を展開しています。

また，高い芸術性を披露する「定期演奏会」・「特別演奏会」，青少年を対象とした「オーケストラ・ディスカバリー～こどものためのオーケストラ

入門～」，地域の文化会館等を会場とした「みんなのコンサート」などの自主演奏会の開催や，企業・団体等からの依頼による演奏会出演を行っています。

さらに，福祉施設等への訪問演奏，中高生を対象とした楽器講習会，ジュニアオーケストラの指導，練習風景の公開など，クラシック音楽を市民により身近に親しんでもらうための様々な活動も実施しています。

平成21年度からは,事業運営を財団法人京都市音楽芸術文化振興財団(平成24年度から，公益財団法人に移行）に移管し，機動的かつ多角的に事業を展開し，より一層の発展を目指しています。

⑿　京都市キャンパス文化パートナーズ制度

大学に在籍している学生を対象に，京都の多彩な文化芸術に親しむ機会を提供するとともに，文化芸術活動への参画を通じて地域社会との接点を構築し，学生が文化芸術に対する理解を深め，学生生活をより豊かなものとするため，平成22年度から会員大学の学生が特別割引で文化施設等を利用するなどの事業を実施しています。平成25年10月からは，京都の学生に幅広く利用いただける制度とするため，対象者の見直しを行うとともに，希望者に対しての文化芸術情報の提供を開始しています。

⒀　古典の日の取組の推進

源氏物語が記録に現れてから一千年を迎える平成20年11月1日，源氏物語千年紀記念式典を開催し,「古典に親しみ，古典を日本人の誇りとして後世に伝えていく」ことを主旨とする「古典の日」が宣言されました。

この取組を一過性に終わらせないために，平成21年度から，京都府・京都商工会議所等と共同で「古典の日推進委員会」を設立して取組を推進し，平成24年9月には,「古典の日に関する法律」が公布及び施行されました。また，このことを契機として，市民が古典に親しむことができるよう，様々な取組を進めています。

また，古典の日に京都で開催するフォーラムへの主催参画及び古典に関する教育環境整備について，国へ要望しています。

⒁　京都文化力プロジェクト2016-2020

京都ゆかりの文化人（梅原猛氏，坂田藤十郎氏，千玄室氏，山中伸弥氏，

冷泉貴実子氏）による呼びかけにより，平成 32 年（2020 年）の東京オリンピック・パラリンピック等を契機として，オール京都で文化と芸術の祭典を開催するため，平成 28 年 3 月に，京都文化力プロジェクト 2016－2020 の基本構想を策定しました。平成 28 年 5 月に実行委員会を組織し，実施計画の策定等に取り組んでいます。

⑮　大政奉還 150 周年記念プロジェクト

平成 29（2017）年は，二条城において，徳川慶喜が朝廷への政権返上を表明した「大政奉還」（慶応 3（1867）年）から 150 年目に当たります。

この機を捉え，京都市をはじめ幕末・維新に京都で活躍した先人たちの偉業を，近年の研究成果を踏まえ改めて再評価・再認識し，市民にその歴史的価値をアピールするとともに，幕末・維新をテーマとした文化や観光等の振興を図り，さらには先人たちを縁とする自治体と相互に交流・連携を深める記念事業を実施します。

⑯　東アジア文化都市

「東アジア文化都市」は，日中韓 3 箇国において，各国が選定した都市が連携し，現代の文化芸術や伝統文化，多彩な生活文化に関連する様々な文化芸術イベントを実施する事業です。

京都市は平成 29（2017）年の開催候補都市に決定しており，本事業を通じて，京都の文化芸術の魅力を再発見し，新たな文化を創造することで地域の活性化や産業，観光の振興等にもつなげ，創造性と国際性に満ちた文化芸術都市として更なる発展を目指します。

⑰　スポーツ・文化・ワールド・フォーラム

2020 年東京オリンピック・パラリンピック等に向けて，観光とも連動させつつ，スポーツや文化による国際貢献や有形・無形のレガシー等について議論，情報発信し，国際的に機運を高めるためのキックオフイベントとして，文部科学省主催，京都市・京都府共催により，京都と東京で開催します。京都では，ロームシアター京都ほかでオープニングイベントや文化会議全体会等を行います

⑱　伊藤若冲生誕 300 年記念事業

平成 28（2016）年は，江戸時代に京都・錦市場で生まれ，京都のまちに

深い関わりのある絵師・伊藤若冲の生誕300年に当たります。

この機を捉え，若冲の功績を顕彰し，その魅力を国内外へ発信するため，京都市美術館での展覧会をはじめ，シンポジウム・ワークショップなどを開催するとともに，若冲ゆかりの寺院や美術館，商店街等と連携し，多彩な取組を展開します。

２　文化財保護事業

本市には，世界文化遺産をはじめ，全国の国宝の 19.2%，重要文化財の14.3%が所在し，府・市の指定文化財等を含めると約 3,000 の文化財があります。

これらの文化財の保存，活用を図るため，本市に権限が委任された記念物の現状変更の許可等と国登録制度の事務をはじめ文化財保護法に基づく指導，市条例による指定，登録，指導や市指定文化財の修理等に対する助成などを行っています。

また，祇園祭，京都五山送り火の保存，執行に対する補助金の交付，文化財に関する講座の実施，文化財ブックスの発行等を通じて，広く文化財保護に関する普及・啓発を行っています。

また，埋蔵文化財については，埋蔵文化財包蔵地内での各種土木工事等に伴う法的申請の受理や指導，発掘調査の他，発掘実施の有無を判断する試掘調査，詳細分布調査，出土品の鑑査，その他考古資料の整理及び収蔵を行っています。

これら文化財保護法や条例に基づく取組に加え，本市独自で世代を越えて伝えられてきた数多くの有形，無形の文化遺産を維持・継承・活用する制度を構築しています。

京都の歴史や文化を象徴する有形文化を市民ぐるみで残そうという気運を高め，様々な活用を進めることにより，それらの維持・継承を図るため，平成23年度，“京都を彩る建物や庭園”制度を創設し，これまで278件を選定，うち特に価値の高いもの75件（平成28年8月1日現在）を認定しました。

また，平成25年度には，無形文化遺産の価値を再発見，再認識し，内外に魅力を発信するとともに，大切に引き継いでいこうという市民的気運を高め

るため，“京都をつなぐ無形文化遺産”制度を創設し，「京の食文化」，「京・花街の文化」，「京の地蔵盆」，「京のきもの文化」を選定しました。

平成 27 年度には有形・無形を問わず，京都のあらゆる文化遺産をテーマ毎にまとめ，地域性，歴史性，物語性を持った集合体として認定し，その魅力をより分かりやすく伝えていく「まち・ひと・こころが織り成す京都遺産」制度を創設しました。

国指定文化財本市所在件数

（平成 28.4.1 現在）

区分		全国件数	市内件数	全国対比
国宝	建造物	223 件	42 件	18.8%
	美術工芸品	874 件	169 件	19.3%
	計	1,097 件	211 件	19.2%
重要文化財	建造物	2,455 件	209 件	8.5%
	美術工芸品	10,612 件	1,656 件	15.6%
	計	13,057 件	1,865 件	14.3%
重要無形文化財		(個人)87 件 113 人 (団体)27 件 27 団体	9 件　8 人 { 芸能　1 件 1 人 工芸芸術　8 件 7 人	
重要有形民俗文化財		214 件	4　祇園祭山鉾 29 基 六波羅蜜寺の庶民信仰資料 三宅八幡神社奉納子育て祈願絵馬 丹後の紡織用具及び製品	
重要無形民俗文化財		286 件	6　壬生狂言，祇園祭の山鉾行事， 京都の六斎念仏，嵯峨大念仏狂言 やすらい花，久多の花笠踊	
特別史跡・特別名勝 特別天然記念物		172 件	15 件	8.7%
史跡・名勝・天然記念物		3,179 件	114 件	3.6%

注：重要文化財の件数には，国宝の件数が含まれている。史跡・名勝・天然記念物の件数には，特別史跡・特別名勝・特別天然記念物の件数が含まれている。
地域を定めず指定されたものは，市内件数に含まれない。

京都市・府指定・登録文化財件数

（平成 28.4.1 現在）

区分		京都市		京都府	
		指定	登録	指定	登録
有形文化財	建造物	69 件	25 件	48 件	8 件
	美術工芸品	201 件	38 件	93 件	2 件
無形文化財		0 件	0 件	9 件	0 件
民俗文化財		7 件	57 件	2 件	2 件
史跡・名勝・天然記念物		72 件	25 件	6 件	0 件
計		349 件	145 件	164 件	12 件

注：府文化財は，本市に所在するものの件数である。

3　その他の主な文化施設

・ 美術館　国内外の各種展覧会のほか，美術館の所蔵品（27 年度末 3,264 点）を紹介する「コレクション展」，新進作家の登竜門である総合公募展「京展」等を開催しています。平成 12 年度には，美術館のギャラリー機能を充実させるため，約 900 ㎡の展示スペースを備えた京都市美術館別館を開館しました。現在，平成 26 年 3 月に策定した将来構想，平成 27 年 3 月に策定した基本計画，平成 28 年 3 月に取りまとめた基本設計に基づく再整備を進めています。総入館者数 1,402,958 人（27 年度）

・ 動物園　明治 36 年 4 月，我が国で 2 番目に開設された動物園であり，139 種 601 点（27 年度末）の動物を飼育展示しています。平成 21 年に策定した新「京都市動物園構想」に基づく整備を平成 27 年 11 月に完了しグランドオープンしました。学習・利便施設では，図書館カフェやレストランを新たに設置しました。入園者数 1,206,160 人（27 年度）

・ 二条城　慶長 8 年（1603 年），徳川家康の命により築城。昭和 14 年，宮内省（現宮内庁）から本市に下賜されました。国宝 6 棟，重文 22 棟があり，全域が史跡の指定を受け，平成 6 年

（1994年）には，世界遺産に登録されており，平成15年（2003年）には，築城 400 年を迎えました。現在，二条城を次代へ保存・継承していくために、国宝・二之丸御殿をはじめとする文化財建造物等の1603年の徳川家康による築城以来の本格修理を行っています。入城者数 1,738,815 人（27 年度）

・ ロームシアター京都　文化芸術の創造及び振興による市民の豊かな生活の形成に資すため，また市民に憩いの場を提供することを目的に設置しました。再整備工事のため，平成 24 年 3 月末をもって一時閉館し，平成 28 年 1 月にリニューアルオープンしました。再整備後の客席数　メインホール 2,005 席，サウスホール 716 席，ノースホール 約 200 席（仮設客席）

・ 京都コンサートホール　世界文化自由都市宣言の理念を音楽の分野で具体化する施設として，また平安建都1200年記念事業として建設され，平成 7 年に開館しました。

京都市交響楽団の活動拠点であり，また海外の著名なオーケストラの公演など様々な事業を開催しています。

客席数　大ホール 1,839 席　小ホール　514 席

・ 名勝無鄰菴　山県有朋の別荘，明治の代表的名園です。有料入園者数 53,191 人（27 年度）

・ 考古資料館　埋蔵文化財発掘調査による出土品その他の考古学資料の展示等を行っています。利用人員 25,220 人（27 年度）

・ 史跡岩倉具視幽棲旧宅　「維新十傑」に数えられる幕末・明治の政治家，岩倉具視（1825～83）が一時隠れ住んだ住宅です。平成 25 年 3 月に財団法人岩倉公旧蹟保存会から寄附を受け，平成 25 年 6 月 1 日から京都市の施設として一般公開を開始しました。利用人員 5,244 人（27 年度）

・ 無形文化遺産展示室　平成 21 年 9 月にユネスコ無形文化遺産に登録された「京都祇園祭の山鉾行事」を記念して，平成 23 年 10 月 24 日に開所しました。京都祇園祭山鉾行事の紹介，復興を目指す

大船鉾の実物を展示しています。

利用人員 25,673 人（27 年度）

・　歴史資料館　　京都の歴史に関する史料等の展示を行っています。利用人数 17,398 人（27 年度）

このほか，円山公園音楽堂，地域文化会館（5 館），久世ふれあいセンター，文化財建造物保存技術研修センター等があります。

4　区政推進

⑴　区役所，区役所支所及び区役所出張所の設置

政令指定都市である本市は，地方自治法第 252 条の 20 に基づき，条例で市域を分けて区を設け，区の事務所として次のとおり設置しています。

区役所　11　　区役所支所　3　　区役所出張所　14

⑵　区政の在り方

本市では，これまでから節目節目で，区民の声を市政に反映させるための仕組みの構築や市民目線に立ったサービスの向上，業務の効率化など，区政の在り方を検討し，たゆむことなく様々な区政改革に取り組んできました。

人口減少や少子高齢化の進行，ＩＣＴ（情報通信技術）の発達など，新たな環境の変化が生じていることに加えて，平成 26 年 5 月，区の役割拡充，住民自治の強化を趣旨とする地方自治法の改正が行われ，区役所が分掌する事務については条例で定めることとされ，条例化に当たっては，どのような区の在り方がふさわしいか十分に検討することが必要とされました。

これらのことから，これまでの区政改革の取組成果を踏まえながら，今後，一層，区政・区役所が飛躍するための役割・方向性を示すため「共汗で進める新たな区政創生～京都市における区政の在り方について～」を平成２７年度に策定し，更なる区政改革に取り組んでいきます。

⑶　各区基本計画の推進に向けた取組

区民と行政の協働による取組の一層の充実を図るため，住民円卓会議等を通じて計画の策定段階から区民参加の充実を図り，区の将来の姿や目指すべき方向性を住民と行政が共有するための中長期のビジョン（指針）と

して，第 2 期各区基本計画を平成 23 年 1 月に策定しました。

また，幅広い区民の意見の聴取や区民ぐるみの課題の共有・実践を図る区民組織として，自治会組織，学識経験者，事業者，NPO 法人等の参加の下，各区の独自性を活かした「区民まちづくり会議」を設置し，同会議における議論や平成 24 年度予算から創設した「区民提案・共汗型まちづくり支援事業予算」の活用などにより，各区基本計画の実現や地域課題の解決に取り組んでいます。

⑷ 京都ならではの地域力を活かした協働型まちづくり

「区民提案・共汗型まちづくり支援事業予算」

平成 24 年度に「自分たちのまちは自分たちでつくっていく」という地域主体のまちづくりを，区長・担当区長の権限の下，市民にもっとも身近な区役所・支所がしっかりと支えていく協働の仕組みとして，地域主権にふさわしい「区民提案・共汗型まちづくり支援事業予算」を創設しました。

平成 27 年度においては，区民が自ら企画・実践する「区民提案型支援事業」において 297 件の事業に対して支援するとともに，区民と区役所・支所が協力，協働して取り組む「共汗型事業」を 145 事業実施しました。

平成 28 年度についても引き続き，「だいすきっ！京都。寄付金」における各区への寄付金を等予算の財源として活用し，事業の充実を図るなど，本市のあらゆる施策のベースとなる「地域力」の強化に向けた更なる取組を推進しています。

⑸ 区役所の総合庁舎化

- 右京区総合庁舎　平成 20 年 2 月しゅん工，3 月供用開始
- 伏見区総合庁舎　平成 21 年 10 月しゅん工，12 月（保健部は平成 22 年 1 月）供用開始
- 左京区総合庁舎　平成 23 年 4 月しゅん工，5 月供用開始
- 上京区総合庁舎　平成 26 年 12 月しゅん工，27 年 1 月供用開始
- 西京区総合庁舎　できるだけ早期に整備に向けた計画を策定するよう取組を推進

⑹ 市民サービスの向上

証明書発行コーナーを主要ターミナル及び市役所等に設置しており，平

成24年4月からはターミナル証明書発行コーナーの日曜開所を実施しています。また平成16年6月に開始した区役所及び区役所支所全課における昼休み時間帯の窓口業務の実施に加え，平成22年からは，転入・転出に係る手続きが集中する引っ越しシーズンである3月下旬から4月上旬までの日曜日に，区役所及び区役所支所の臨時開所を実施し，その期間に集中する転入・転出等に係る手続及び証明発行等を行っています。

5　地域振興

⑴　地域コミュニティ活性化策の推進

平成24年4月に施行した「京都市地域コミュニティ活性化推進条例」に基づき，「京都市地域コミュニティ活性化推進計画」を策定し，「地域コミュニティサポートセンター」や「地域コミュニティ活性化に向けた地域活動支援制度」の運用など，地域力を高めるための様々な取組を推進しています。また，平成27年度には同計画の改定を行い，学校・PTA・企業・NPO等との連携強化や，地域自治組織の活性化に向けた新たな仕組みづくりの検討など，自治会・町内会，事業者等との連携の下，地域活動を支援する取組を強化することとしています。

⑵　市政協力委員制度

本市では，市政の円滑な運営と行政能率の向上を図るため，昭和28年から市政協力委員設置規則を制定して市政協力委員を置いています。

委員は，担当区域ごとに在住者から適当な者を市長が委嘱し，次の事項について市に協力することを任務としており，任期は1年となっています。（市政協力委員数8,272人（平成28年4月1日現在））

ア　広報物の配布

(ｱ)　市民しんぶんの配布

(ｲ)　ポスターの掲示

(ｳ)　パンフレット，チラシの配布

イ　選挙公報の配布

ウ　市民の要望の取次ぎ

エ　その他区長が特に必要と認める事務

また，市政への理解を深め，区民の要望や地域の課題を把握するため，各学区市政協力委員会連絡協議会会長と区長との懇談会を開催しています。

⑶　地縁による団体の認可

地方自治法第 260 条の 2 により，自治会・町内会は，一定の要件を満たしていれば，「地縁による団体」として法人格を取得でき，所有している不動産等の財産を自治会・町内会名義で登記することができます。認可申請手続の相談，申請受付を区役所及び区役所支所で行っています。

⑷　集会所新築等補助金の交付

住民の福祉の向上に寄与するため，自治会・町内会等が行う集会所の新築，増築，改築又は修繕に要する経費の一部を補助しています。（昭和 46 年度から実施）

⑸　ちびっこひろばの維持管理

幼児のための安全な遊び場を確保するため，市民自ら土地を確保し，維持管理を行うことを前提として「京都市ちびっこひろば助成要綱」に基づき，遊具の助成，維持管理のためのフェンス等の補修を行っています。（昭和 42 年度から実施，平成 27 年度末 214 箇所）

６　北部山間地域の振興

豊かな森林や清らかな水源に抱かれた自然に恵まれ，平安京遷都以来，都の暮らしを支えてきた伝統，文化，温かい地域コミュニティが息づく本市の北部山間地域の暮らしを，将来へと引き継いでいくためには，高齢化や人口減少に歯止めをかける必要があります。

このため，平成 28 年度を「北部山間地域移住促進元年」と位置付け，都市部に近接し，便利な田舎暮らしができる北部山間地域の「魅力発信」をはじめ，「移住相談」，「地域の取組支援」，「お試し居住体験」，「定着支援」という流れにより，移住を促進するための取組を総合的に進めます。

また，北部山間地域への移住を進めるに当たっては，各地域の機運が高まるよう（移住者受入れに向けた雰囲気づくり），地域との共汗・協働により取り組みます。

（主な取組）

・　「北部山間地域移住促進サイト」を開設し，田舎暮らしの魅力を発信

・　北部山間地域の紹介や現地案内等の拠点として，「北部山間移住相談コーナー」を開設

・　移住促進地域助成制度による移住者支援活動等への助成

・　田舎暮らし体験住宅の整備

・　「北部山間かがやき隊員」の京北・花脊地域への配置

7　京北地域の活性化

⑴　京都市・京北町合併建設計画

本市では，平成 14 年 11 月に旧京北町から編入合併の申出を受けて「京都市・京北町合併協議会」（法定協議会）を設置し（平成 15 年 10 月），合併に向けた具体的な協議を経て，平成 17 年 4 月 1 日に合併するに至りました。

協議会では，平成 16 年 8 月に京北地域等についてのまちづくりの基本方針を定める「京都市・京北町合併建設計画（期間：平成 17～31 年度)」を策定し，本市では，当該計画に基づく事業の実施を進めています。

（主な事業）

・　京北地域における水道施設再整備，京北地域に隣接する周辺地域における地域水道整備・下水処理対策の推進

・　消防隊・消防団等車両整備

・　合併記念の森創設

・　林業活性化対策（杣人の工房事業，北山杉の里整備，林道・作業道整備等）

・　道の駅整備

・　幹線道路等整備（国道 162 号（栗尾トンネル，川東拡幅等)，国道 477 号（大布施拡幅等))

⑵　京都市過疎地域自立促進計画

旧京北町が過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域であったことから，同法による特例として，合併後も当該地域が過疎地域とみなされま

す。

このため，同法に基づき，本市では，「京都市過疎地域自立促進計画（平成 17～21 年度)」，「同計画（平成 22～27 年度)」，「同計画（平成 28～32 年度)」を策定し，当該計画に基づく事業を進めてきました。

また，平成 27 年度には，地域の持続的な発展に向け，京北の未来像や重点戦略等を共有し，人口減少・高齢化に歯止めがかけられるよう「京都　京北未来かがやきビジョン」，「京都市過疎地域自立促進計画（平成 28 年度～32 年度)」を策定し，京北地域の活性化に向け，取組を進めています。

- 小中一貫教育推進事業
- 水道施設等の再整備事業
- 電気通信施設整備
- 移住促進事業
- 京北ふるさとバス運行事業

8　市民活動支援

市民主体のまちづくり活動を促進するため，「第 2 期市民参加推進計画」（平成 23 年 3 月策定）に基づき，自治会等の地縁組織や NPO 法人等の市民活動団体等の多様な主体が連携する協働の取組を推進しています。

⑴　市民活動総合センターの運営

NPO やボランティア団体等による公益的な市民活動を総合的にサポートするとともに，市民相互の交流や連携を図るための拠点施設として，平成 15 年 6 月に，「市民活動総合センター」を開設しました。センターでは，市民活動団体等に活動の場を提供するとともに，市民活動に関する情報収集・提供・各種相談，市民活動団体等の育成，交流の場の提供，連携・協働事業等を実施し，多様な市民活動の一層の活発化を図っています。

⑵　いきいき市民活動センターの運営

市民公益活動はもとより，サークル活動など市民活動を幅広く支援していくため，市民活動総合センターを補完し，市民がいきいきと活動できる場所と機会を提供できる施設として，平成 23 年 4 月に「いきいき市民活動センター」を設置しました（市内 13 箇所)。センターでは，活動場所や機

会の提供のほか，市民公益活動に資する情報の発信，市民活動の活性化を目的としたイベントや市民活動を支援するための講習会等を実施しています。

⑶ NPO 法人の認証・認定事務

特定非営利活動促進法（NPO 法）の改正（平成 24 年 4 月 1 日施行）により，都道府県が行っていた特定非営利活動法人（NPO 法人）の認証事務及び国税庁が行っていた NPO 法人の税制上の優遇措置に関する認定事務が，指定都市に移譲されました。

この改正により，京都市内にのみ事務所が所在する NPO 法人については，これらの事務を本市が行っています。また，NPO 法人の設立や認定 NPO 法人への移行に向けたよりきめ細やかな対応により，NPO 法人の活動を側面から支援しています。

９　安全対策

⑴ 交通安全対策

交通安全対策基本法や京都市違法駐車等防止条例（平成 7 年制定）及び京都市交通安全基本条例（平成 25 年制定）に基づき，交通安全の確保及び違法駐車等の防止を図るために，必要な施策を実施しています。

ア　交通安全啓発事業

交通安全知識を普及し，市民の交通安全思想の高揚を図るとともに，交通ルールと正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより，交通事故の防止の徹底を図るため，各区の交通対策協議会や京都府警察本部等と連携を図りながら各種の交通安全啓発事業を実施しています。また，取組を推進するため，各区の交通対策協議会等に対して，補助金を交付しています。

イ　違法駐車等防止活動

「京都市違法駐車等防止条例」（平成 7 年制定）に基づき，違法駐車等防止重点区域を中心に，違法駐車等防止指導員により，違法駐車等の解消のための指導・啓発活動を行うとともに，京都府警察等の関係行政機関及び業界団体と連携し，「中心市街地重点路線等クリア作戦」を月 1 回

実施するなど，より効果的な指導・啓発活動を展開しています。また，各区の交通対策協議会に対して，補助金の交付，啓発物品の支給などを行い，地域が行う違法駐車等の防止活動を支援しています。

⑵　生活安全対策

地域における犯罪及び事故を未然に防止するため，本市，事業者及び市民が果たすべき責務を明らかにするとともに，市民及び観光旅行者等の安全の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより，市民及び観光旅行者等が安心して生活し，又は滞在することができる安全な地域社会の実現を図ることを目的とした京都市生活安全条例を平成11年4月に施行しました。

この条例に基づき，生活安全施策を総合的かつ計画的に推進するため，「互いに助けあう，犯罪や事故が少ないまち」の実現を目指し，①自らを守る意識の高揚，②連携ネットワークの確立，③区が共汗でバックアップ，の3点を基本的な考え方として，平成32年度までの10年間の取組方針を示す，第2次京都市生活安全（防犯・事故防止）基本計画を平成23年3月に策定しました。この計画に基づき，学区の安心安全ネットの継続を応援する事業や，学生防犯ボランティアの事業支援などに取り組んでいます。

⑶　京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例の推進

路上喫煙等による身体及び財産への被害の防止や健康への影響の抑制を図り，市民等の安心かつ安全で健康的な生活の確保に寄与するため，平成19年6月に京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例を制定しました。

この条例に基づき，市内全域で屋外の公共の場所における路上喫煙等をなくすため，市民等の意識啓発や喫煙者のマナー向上に取り組むとともに，「市内中心部」や「京都駅地域」，「清水・祇園地域」の過料徴収区域（路上喫煙等禁止区域）では，路上喫煙等監視指導員による巡回指導を行っています。

また，市民や事業者等の団体の自主的な地域活動を支援・協働する「たばこマナー向上活動団体」制度により，平成27年度までに12団体を認証しています。

⑷　犯罪被害者支援策の推進

京都市犯罪被害者等支援条例（平成 23 年 4 月施行）に基づき，（公社）京都犯罪被害者支援センター内に設置した「京都市犯罪被害者総合相談窓口」を中核として，既存の施策の活用や関係機関との連携はもとより，生活資金の給付や住居の提供，こころのケアなど，犯罪被害者やその御家族・御遺族の視点に立って，被害直後から中長期にわたって支援しています。また，犯罪被害者が置かれた立場に関する理解を深めるため，京都府や京都府警察等と連携しながら，広報・啓発事業を進めています。

⑸　京都市暴力団排除条例の推進

京都市暴力団排除条例（平成 24 年 10 月施行）に基づき，京都府警察との密接な連携のもと，本市の事務事業からの暴力団排除を徹底すると同時に，暴力団を許さない社会の実現に向けた啓発活動を実施しています。

⑹　「世界一安心安全・おもてなしのまち京都市民ぐるみ推進運動」の推進

平成 26 年 7 月に京都府警察と締結した協定に基づき，市民生活の一層の安心安全の実現とともに，2020 年の東京オリンピック等の開催を見据えた観光旅行者等の安心安全の向上による「世界一安心安全笑顔でやさしさあふれるおもてなしのまち京都」を目指し，市民，京都市，京都府警察等の連携により，地域の特性，課題等に応じた行政区単位の犯罪防止等の一層の取組を全区において実施し，京都ならではの地域力・人間力をいかした市民ぐるみの運動を推進しています。

平成 28 年度から，全区において取組を開始しており，また，全市的には緊急的な対策を講じる必要のある犯罪に対する取組を実施しています。

⑺　京都市客引き行為等の禁止等に関する条例の推進

公共の場所における安心かつ安全な通行を確保することにより，市民及び観光旅行者等にとって安心かつ安全なまちづくりの推進，国際文化観光都市にふさわしいおもてなしを尊重する気運の醸成並びに悠久の歴史の中で培われてきた本市の都市格の維持及び向上に資するため，京都市客引き行為等の禁止等に関する条例を平成 27 年 4 月に施行しました。

この条例に基づき，市内全域で客引き行為等を行うことがないよう事業者の責務を定め，商店会や地域団体とともに客引き行為等に関する啓発等

を行うとともに，都心部の四条通や河原町通，木屋町通，祇園周辺など客引き行為等を全面的に禁止する客引き行為等禁止区域では，客引き行為等対策指導員が巡回し，違反者に対する指導・勧告・命令・公表及び過料徴収を行っています。

10　人権文化の推進

女性，子ども，高齢者，障害のある人，同和問題，外国人・外国籍市民等の様々な人権課題の解決には，まちや市民の暮らしの中に人権を大切にし，尊重し合う習慣が根付いた「人権文化」の構築が必要であるとの考えの下，人権尊重の意識の高揚を図り，市民や企業等と共に人権課題の解決に向けた取組を積極的に進めるための事業を展開しています。

⑴　人権文化の構築

ア　京都市人権文化推進計画の推進

人権文化の構築に向けた取組を総合的，効果的に推進するため，人権施策の基本方針等を示す新たな京都市人権文化推進計画を，平成 27 年 2 月に策定し，人権文化の息づくまちづくりの推進を図っています。

イ　人権文化推進会議

本市における人権文化の構築に関する施策を総合的に進めるため，人権文化推進会議を設置し，庁内の連絡，調整を行っています。

ウ　公益財団法人世界人権問題研究センター

人権問題について広く世界的視野に立った総合的な調査・研究を行い，国の内外にわたる人権問題に係る学術・研究に寄与することを目的として，市，府及び商工会議所の出えんにより，平成 6 年 11 月に設立されました。

センターでは，「国際的人権保障体制」，「同和問題」，「定住外国人の人権問題」，「女性の人権問題」，「人権教育の理論と方法」，「企業と人権」をそれぞれテーマとした 6 部門において，共同研究が行われています。

⑵　人権啓発事業

市民一人一人が，自らの人権の大切さと，全ての人々の人権を尊重する

ことの重要性を認識し，そのことにより，日常生活の中での考え方や行動が人権尊重の精神に基づいたものとなることを目的として，①行政が市民に働き掛ける「広報」，②市民との協働による「学習機会の提供」及び③市民の「自主的な取組の支援」の 3 つの視点から様々な人権啓発事業に取り組んでいます。

＜主な人権啓発事業＞

- 人権総合情報誌「きょう☆ＣＯＬＯＲ」の発行やフェイスブックページ「きょうＣＯＬＯＲ」による人権に関する情報発信
- 「四字熟語人権マンガ」の募集
- 企業向け人権啓発講座の開催
- 人権啓発活動補助金の交付

11　地域改善対策奨学金等の返還事務

平成 20 年 8 月に提出された「京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」の中間報告を踏まえ，同年 12 月に自立促進援助金制度を廃止して，「京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例」を制定し，奨学金等の返還事務に取り組んでいます。

12　消費生活行政の推進

京都市消費生活条例に基づき，本市の消費生活施策を総合的かつ計画的に実施するための基本計画である「京都市消費生活基本計画」及び平成 27 年 3 月に，本市の消費者教育を推進していくための行動計画として策定した「京都市消費者教育推進計画」を推進し，消費生活相談や消費者教育・啓発など，消費者の自立及び消費生活の安心，安全，安定及び向上のための各種事業を実施しています。

平成 21 年度からは，国が地方消費者行政の充実・強化を図るための財政支援策として実施している地方消費者行政活性化基金（平成 27 年度からは地方消費者行政推進交付金）を活用し，消費生活相談窓口の機能強化，相談窓口の周知広報，消費者啓発事業を集中的に実施しています。

（主な事業）

・　消費生活相談（消費者被害に関する相談，助言，あっせん等），消費生活土日祝日電話相談，多重債務相談
・　消費者教育・啓発（市民ボランティアの募集，出前講座，各種講座等の開催，イベントの開催，冊子・教材の作成・配布，作品募集，消費者月間事業）
・　消費生活に係る情報の収集及び提供（広報誌・パンフレットの発行，ホームページ・情報メール便による情報発信など）
・　消費者団体の活動支援
・　事業者指導
・　商品の表示・包装等の適正化
・　農林物資の規格化等に関する法律，家庭用品品質表示法，製品安全関係四法及び消費者安全法による立入検査等に関すること
・　食品表示法による指示等に関すること
・　物価対策

13　相談事業

⑴　京都市民法律相談

市民の日常生活の中で起こるあらゆる法律問題について，専門的な立場から相談に応じるために，消費生活総合センター及び区役所・支所地域力推進室で，弁護士会に委託して相談事業を実施しています。

⑵　交通事故相談

交通事故による被害者の救済を目的に，示談の方法や賠償問題などに関して，専門相談員が相談を受け，問題解決に向けた助言や情報提供を行っています。

⑶　市政一般相談

市政に関する市民からの要望・苦情・意見・問合せ等に応じるとともに，市民の声として市政への反映を図っています。

⑷　税務相談

市民からの税金に関する相談に応じるため，税理士による相談事業を実施しています。

⑸　その他の相談業務

上記のほか，関係団体との連携により，以下の相談事業を共催しています。

ア　不動産なんでも無料相談

京都弁護士会，近畿税理士会京都府支部連合会，京都司法書士会，京都府不動産鑑定士協会，京都土地家屋調査士会との共催事業

イ　相続登記等に関する無料相談

京都司法書士会との共催事業

ウ　不動産無料相談会

公益社団法人京都不動産研究所との共催事業

14　男女共同参画の推進

⑴　「京都市男女共同参画推進条例」に基づく施策の推進

京都市男女共同参画推進条例（平成 15 年 12 月制定）及び同条例に定める男女共同参画計画である「第 4 次京都市男女共同参画計画きょうと男女共同参画推進プラン」（平成 23 年 3 月策定）に基づき，本市，市民，事業者の連携・協力の下，「男女平等の理念に立って，男女が，互いに人権を尊重しつつ，協力し合い，その個性と能力を発揮することができる」男女共同参画社会の実現に向け，施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。平成 28 年 3 月には，第 4 次計画の改定を行い，重点分野として，引き続き「DV 対策の強化」，「仕事と家庭，社会貢献が調和できる「真のワーク・ライフ・バランス」の推進」に重点的に取り組むとともに，オール京都体制の女性活躍推進組織として発足した「輝く女性応援京都会議」を中心に，京都における女性の活躍推進に取り組んでいます。

⑵　男女共同参画センター（ウィングス京都）の運営

男女共同参画社会の実現のための拠点施設として，平成 6 年 4 月に開設しました。地上 4 階地下 2 階建てで，イベントホール，会議室，セミナー室，図書情報室，ビデオシアター，相談室などを備え，多彩な事業に積極的に取り組んでいます。

また，ホームページやメールマガジンのほか，Facebook 等を活用し，市

民の方々への情報の提供に努めています。

⑶ DV対策の強化

平成28年3月に改定した「京都市DV対策基本計画」に基づき，京都市DV相談支援センターをDV対策の中核的施設として位置付け,関係機関と連携の下，初期の相談から自立支援まで，継続的な被害者支援に取り組むなど，切れ目のない支援に取り組んでいます。

また,DVに悩んでおられる男性を対象とした「男性のためのDV電話相談」や民間緊急一時保護施設（民間シェルター）に対する助成，若年層をはじめとする年齢層に応じたDV予防のための啓発など，様々な取組を引き続き実施するとともに，DV対策を総合的かつ計画的に推進していきます。

⑷ 仕事と家庭，社会貢献が調和できる「真のワーク・ライフ・バランスの推進」

「真のワーク・ライフ・バランス」の考え方や市民や企業の取組に対する本市の支援施策をまとめた推進計画に基づき推進企業支援補助金及び推進企業表彰を実施するなど，企業への支援や啓発活動を行っています。

平成28年度は推進計画の中間年度に当たることから，より実効性を高められるよう中間見直しを行うとともに,「真のワーク･ライフ･バランス」の考え方の更なる浸透を図るため，親しみやすいオリジナルキャラクター及びキャッチフレーズを作成し，市民にとって親しみやすく分かりやすい広報啓発を行ってまいります。

今後も，企業に対する取組の推進とともに，積極的に取り組む市民の発掘も行い,その活動を広く社会に発信することで,誰もが仕事や家庭生活，社会貢献などにおいて，生きがいと充実感を得て心豊かな人生を送れるためのまちの実現をめざして，取組を推進します。

15 勤労者福祉対策

勤労者の福祉の向上と経済的安定を図るため，勤労者教育事業（京都労働学校を運営する公益社団法人京都勤労者学園と共催)，近畿労働金庫に資金を預託し勤労者へ低利で融資を行う労働者金融対策事業等の施策を行っています。

また，勤労者情報ホームページにより，労働関係法令や労働相談事例など労働に関する基本的な情報の提供に努めています。

16　青少年活動の推進

平成 23 年 3 月に青少年行政の指針として策定した「はばたけ未来へ！京都市ユースアクションプラン（第 3 次京都市青少年育成計画)」（計画期間：平成 23 年度～平成 32 年度）に基づき，青少年の成長と自立を支援する様々な施策を推進しています。

なお，13 歳（中学生）以上 31 歳未満の青少年等に対して，活動場所の提供，指導者の養成，各種情報の提供，相談，交流促進事業などを実施する施設として市内 7 箇所（北，中京，東山，山科，下京，南，伏見）に青少年活動センターを設置し，その運営を（公財）京都市ユースサービス協会（昭和 63 年 3 月設立）に委託（平成 18 年度からは，指定管理者として指定）し，各センターごとに特色ある事業を実施しています。

このほか，青少年育成団体に対する助成・支援を通じて，青少年の健全な育成を図るとともに，野外活動を奨励し自然体験を支援する施設として，「百井青少年村」（指定管理者：(一財）ポジティブアースネイチャーズスクール）の運営を行っています。

なお，これら青少年施策の総合的な推進を図るため，「京都市青少年活動推進協議会」を設置し，青少年に係る総合的な施策の調査・審議を行っています。

17　子ども・若者総合支援の推進

平成 22 年 4 月施行の「子ども・若者育成支援推進法」に基づき，同年 10 月に，ニート，ひきこもり，不登校等の社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する 30 歳代までの子ども・若者及びその家族の相談に対応する「子ども・若者総合相談窓口」と，教育，福祉，保健，医療，矯正，更生保護，雇用等，幅広い分野の関係機関で構成する「子ども・若者支援地域協議会」を設置し，困難を有する子ども・若者の社会参加や社会的自立に向けた総合的・継続的な支援を推進しています。

なお，支援地域協議会における支援全般の主導的役割を果たす機関（子ども・若者指定支援機関）として，（公財）京都市ユースサービス協会を指定しています。

18　スポーツ振興

市民スポーツの普及振興のため各種の事業を行うとともに，施設の整備を計画的に進めています。

⑴　市民スポーツ振興計画の策定・推進

本市では，「市民スポーツの振興」を市政の重点施策の一つとして位置付け，平成 23 年 3 月に「スポーツの絆が生きるまち推進プランー京都市市民スポーツ振興計画ー」を策定以降，「する」「みる」「支える」のそれぞれの観点から，市民スポーツの振興に取り組んできました。計画期間の中間年にあたる平成 27 年度には，計画策定後の社会状況の変化等を踏まえた見直しを行い，平成 28 年 3 月に改定版を策定しました。引き続き，計画に掲げる取組を推進していきます。

⑵　市民スポーツの振興

ア　京都市体育振興会連合会等との連携・協働

イ　市民スポーツフェスティバルの開催

ソフトボール，バレーボール，リレーカーニバル，グラウンド・ゴルフ，ペタンク，ジョギング，ソフトバレーボール

ウ　小・中学校夜間校庭開放によるスポーツ活動の推進

小・中学校校庭への夜間照明設備の設置及び利用促進

エ　京都市スポーツ推進委員会（京都市スポーツ推進指導員会）による市民スポーツの普及・振興

オ　生涯スポーツ講習会の実施

身近な地域体育館や武道センターを使用して，今までスポーツに親しむ機会のなかった初心者，初級者を対象として，生涯スポーツ講習会を開催。企画・運営はスポーツ推進委員会（スポーツ推進指導員会）が行っています。

カ　京都マラソンの開催

市民スポーツの振興はもとより，国内外からの入洛客による高い経済波及効果や京都の魅力が広く発信されることによる都市ブランドの更なる向上など，京都にとって大きなメリットが期待される京都マラソンを多くの市民の理解，協力を得ながら開催しています。

キ　競技スポーツ強化振興事業の実施

（公財）京都市体育協会に加盟する競技団体の組織力の充実及び強化並びに競技力の向上を図るため，支援を行っています。

ク　全京都大学野球トーナメント大会の開催

「関西学生野球連盟」,「関西六大学野球連盟」,「京滋大学野球連盟」の各リーグに分かれて活躍する京都の 15 大学硬式野球部が一堂に会する大会を開催することにより，京都の学生野球の魅力を強く PR するとともに，大学相互の連帯を深め，京都の学生野球の発展に寄与するため，毎年開催しています。

ケ　京都市スポーツ表彰の実施

スポーツに対する市民の関心を高め，競技力の向上及び市民スポーツの振興などに顕著な業績があったものを表彰しています。

⑶　京都スポーツの殿堂事業

京都にゆかりのトップアスリート等の功績を讃えるとともに，その力で市民スポーツの振興をはじめ，子どもたちや市民の皆様に夢と希望を抱いていただくため，平成 22 年度に「京都スポーツの殿堂」を創設し，毎年度，京都にゆかりのあるトップアスリートを選考のうえ殿堂入りとして表彰を行っています。平成 27 年度までに 15 名の方が殿堂入りされており，殿堂入りされた方からこれまでの経験，技術等を広く市民，次世代のアスリートに伝えていただく「伝道事業」を実施するとともに，西京極総合運動公園内の市民スポーツ会館に「京都スポーツの殿堂ホール」を開設し，殿堂入りされた方々のゆかりの品々を展示等のうえ公開しております。

⑷　本市のスポーツ施設

・　体　育　館　　ハンナリーズアリーナ（京都市体育館）
（2 箇所）　　建物面積 8,316 ㎡　収容観客数 2,500 人

横大路体育館　建物面積 3,582 ㎡　収容観客数 652 人

- 西京極総合運動公園　陸上競技場兼球技場，補助競技場，わかさスタジアム京都（野球場），京都アクアリーナ（メインプール（5 月～9 月），アイススケートリンク（メイン・11 月～3 月），飛び込みプール（5 月～9 月），アイススケートリンク（サブ・11 月～3 月），サブプール（25m），トレーニングルーム，フィットネススタジオ，アーチェリー場）を持つ総合運動公園です。
- 武道センター　我が国最古の演武場であり，国の重要文化財（建築物）に指定されている旧武徳殿をはじめ，近代設備を備えた体育館，弓道場，相撲場を設置しています。
- 障害者スポーツセンター　（164 ページ参照）
- 地域体育館（16 箇所）　左京地域体育館，中京地域体育館，東山地域体育館，山科地域体育館，下京地域体育館，吉祥院地域体育館，久世地域体育館，右京地域体育館，桂川地域体育館，伏見北堀公園地域体育館，伏見東部地域体育館，醍醐地域体育館，伏見北部地域体育館，京都市北文化会館，京都市障害者教養文化・体育会館，京都市市民スポーツ会館
- 硬式野球場（2 箇所）　伏見桃山城運動公園野球場，横大路運動公園野球場
- 軟式野球場（2 箇所）　岡崎公園野球場，一乗寺公園野球場，東野公園野球場，吉祥院公園野球場，上鳥羽公園野球場，牛ケ瀬公園野球場，三栖公園野球場，宇治川公園野球場，山科中央公園
- 野球場兼運動場（9箇所）　岩倉東公園野球場兼運動場，朱雀公園野球場兼運動場，勧修寺公園野球場兼運動場，殿田公園野球場兼運動場，小畑川中央公園野球場兼運動場，伏見公園野球場兼運動場，伏見桃山城運動公園野球場兼運動場，横大路運動公園第 1・2・3 野球場兼運動場，京北運動公園野球場兼運

動場

- 運動場兼ソフトボール場（1 箇所）　桂川緑地久我橋東詰公園運動場兼ソフトボール場
- テニスコート（9 箇所）　宝が池公園運動施設テニスコート，岡崎公園テニスコート，勧修寺公園テニスコート，桂川緑地久我橋東詰公園テニスコート，西院公園テニスコート，小畑川中央公園テニスコート，　三栖公園テニスコート，京北運動公園テニスコート，山科中央公園テニスコート
- 洋　弓　場（1 箇所）　横大路運動公園洋弓場
- 球　技　場（4 箇所）　宝が池公園運動施設球技場，吉祥院公園球技場，下鳥羽公園球技場，桂川緑地久我橋東詰公園第 1 球技場
- 少年サッカー場（1 箇所）　桂川緑地久我橋東詰公園第 2 球技場
- フットサル場（2 箇所）　宝が池公園運動施設フットサルコート，桂川緑地久我橋東詰公園第 3 球技場
- パラグライダー（1 箇所）　京北パラグライダー施設
- トレーニングホール（1 箇所）　黒田トレーニングホール